

# 八代海域調査委員会 規約

## 第一条(目的)

八代海域は、経済的、資源的に重要であるが、近年、赤潮が発生するなど漁場・海域環境の悪化が懸念されている。

このため、緊急的に、八代海及び沿岸における漁業をはじめとする経済活動、生活環境の状況並びに河川・海域における水質、底質等の既往調査等のデータ整理・分析を行い、八代海域の現況及びこれまでの推移を把握するとともに、経年的に水質等のデータの蓄積・整理を行っていく必要がある。

そこで、八代海域の将来にわたる保全を目指して、科学的かつ客観的に河川及び八代海域での水質、底質等の調査を行うため、学識経験者、漁業関係者、関係行政機関からなる「八代海域調査委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

## 第二条(委員会)

- 一 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選任する。
- 二 委員長は、委員会を統括する。
- 三 委員長に事故ある時は、あらかじめその指名するものがその職務を代理する。
- 四 委員会は、必要の都度委員長がこれを招集する。
- 五 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 六 委員会の会議、委員会資料、議事内容の公開については委員会で定める。
- 七 委員会は、幹事会を置くことができる。

## 第三条(事務局)

委員会の事務局は、国土交通省九州地方整備局八代工事事務所において処理する。

## 第四条(設置期間)

委員会の設置期間は、八代海における経年的な水質等のデータの蓄積、整理が可能となるために必要と認められる期間とする。

## 第五条(規約の改正)

本規約の改正は委員会の決議によらなければならない。

## 附則

この規約は、平成13年4月23日から施行する。

[前のページへ戻る](#)

---

国土交通省八代工事事務所  
〒866-0831 八代市萩原町1丁目708-2  
TEL (0965)32-4135

